

## 洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金 【 宿泊施設経営支援助成金 】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少し事業に支障が生じている町内中小企業等（個人事業主等を含む）を対象に事業の継続のための緊急支援として、助成金を支給します。洞爺湖町では「宿泊施設経営支援助成金」、「飲食店経営支援助成金」、「観光事業経営支援助成金」、「一般経営支援助成金」の4つの助成制度を新設します。

### 【宿泊施設経営支援助成金申請要領】（申請・問合せ：観光振興課）

#### 1. 助成対象者

- ①主たる事業収入が宿泊業で、旅館業の許可を受け町内でホテル、旅館、簡易宿所を営んでいるもの。または、住宅宿泊事業法による届出を行い、町内で住宅宿泊事業を行っているもの
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までのうち、ひと月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること
- ③令和2年3月以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があるもの（2019年の事業収入が20万円以上あること）
- ④町税（令和元年度分）を完納していること
- ⑤宣誓・同意事項へ同意すること
- ⑥北海道が提唱する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組「北海道スタイル」を可能な限り実践すること

#### 2. 助成金額

客室数	金額
100室以上	2,000,000円
50室～99室	1,000,000円
20室～49室	500,000円
20室未満	300,000円
簡易宿所 住宅宿泊事業	100,000円

※客室数は、旅館業法により「旅館・ホテル営業」として許可を受けている客室数

※旅館業法による「旅館・ホテル営業」の許可を得て営業している事業者は、町内で営業している施設数に応じて助成金を支給。

※旅館業法による「簡易宿所営業」の許可を得て営業している事業者及び住宅宿泊事業法による届出を行い営業している事業者は、複数施設の営業を行っている場合も10万円の支給とする。

### 3. 必要書類

#### ①申請書兼請求書

洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金申請書兼請求書（裏面は宣誓・同意事項）別記様式第1号（第5条関係）

#### ②前年及び今年の売上が確認できる書類

**国の持続化給付金の交付決定を受けている方は、決定通知書（写）を提出することで②は省略できます。**

#### 【法人】

- ・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え（両面）  
※少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印されていること。  
e-Tax による申告の場合は、「受信通知」を添付すること。
- ・対象月の月間事業収入がわかるもの  
※売上台帳、帳面など対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。

#### 【個人事業主等】

##### ア 青色申告の場合

- ・2019年分の確定申告書第一表の控え、所得税青色決算書（両面）の写し
- ・対象月の月間事業収入がわかるもの  
※売上台帳、帳面など2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。

##### イ 白色申告の場合

- ・2019年分の確定申告書第一表の控え
- ・対象月の月間事業収入がわかるもの  
※売上台帳、帳面など2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。  
※少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅からの e-Tax による申告の場合は、「受信通知」を添付すること。

#### ③旅館業法による許可証の写し、または住宅宿泊事業法による届出書の写し

#### ④振込口座の通帳の写し

※法人の場合は法人名義の口座、個人事業主等の場合は申請者本人名義の口座

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・名義人が確認できるよう通帳を開いた 1.2 ページ目の写しを添付してください。

#### ⑤本人確認書類【個人事業主】

※運転免許証、個人番号カード、在留カードなど

**※国の持続化給付金の交付決定を受けている方は省略できます。**

#### ⑥その他町が必要と認める書類

## 4. 申請方法

- ①助成金申請書をダウンロード（洞爺湖町のホームページ）  
※洞爺湖町役場産業振興課新型コロナウイルス対策室、観光振興課（洞爺湖温泉支所）、庶務課（洞爺総合支所）での受取も可能
- ②申請書兼請求書と必要書類を観光振興課に郵送  
洞爺湖町役場観光振興課  
〒049-5721 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142
- ③申請内容の審査  
洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金審査会で申請内容を審査
- ④助成金交付決定通知書（不交付決定通知書）の送付  
助成金の交付（不交付）が決定した事業者へ通知書を送付
- ⑤助成金の振込  
交付が決定した事業者へ助成金を振込みます  
※申請書を提出後、振込まで3週間程度

※1度助成を受けた方は、再度助成申請することができません。

## 5. 申請期間

令和2年6月15日（月）～9月30日（水）まで（当日消印有効）  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手続きは原則郵送とする。

## 6. 申請先（問合せ先）

★洞爺湖町経済部観光振興課  
〒049-5721 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142  
電話：0142-75-4400

# ■ 申請の要件について

## ■ 助成対象者

- ①主たる事業収入が宿泊業で、旅館業法による「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の許可を受け町内で旅館・ホテル、簡易宿所を営んでいるもの。または、住宅宿泊事業法による届出を行い、町内で住宅宿泊事業を行っているもの。
  - ※旅館業法による「旅館・ホテル営業」の許可を得て営業している事業者は、町内で営業してる施設数に応じて助成金を支給。
  - ※旅館業法による「簡易宿所営業」の許可を得て営業している事業者及び住宅宿泊事業法による届出を行い営業している事業者は、複数施設の営業を行っている場合も10万円の支給とする。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までのうち、ひと月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること。
  - ※対象月は、2020年2月から6月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少している月のうち、ひと月を任意で選択できます。
  - ※「旅館・ホテル営業」について、町内で複数施設の営業を行っている場合は、施設ごとの売上額がわかる資料を提出してください。
- ③令和2年3月以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があるもの。（2019年の事業収入が20万円以上あること）
  - ※事業収入は、確定申告書（法人税法第2条第1項31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。
- ④町税を完納していること。
  - 令和元年度の町税を完納していること。
  - ※申請者からの承諾により、申請者の納税状況を税務財政課に照会します。
- ⑤宣誓・同意事項へ同意すること
  - ・ 助成対象要件を満たしていること
  - ・ 助成対象外要件に該当しないこと
    - (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
    - (2)政治団体
    - (3)宗教上の組織若しくは団体
    - (4)(1)から(3)までに掲げる者のほか、助成金の趣旨・目的に照らして適当でないと洞爺湖町長が判断するもの
  - ・ 申請書、証拠書類等の内容が虚偽でないこと
  - ・ 洞爺湖町が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査に応じること
  - ・ 助成金の不正受給が判明した場合には、助成金の返還等を行うこと
  - ・ 暴力団に関する誓約事項に同意すること
- ⑥洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金の「飲食店経営支援助成金」、「観光事業経営支援助成金」及び「一般経営支援助成金」と重複申請でないこと。

⑦北海道が提唱する「新北海道スタイル」の取組を可能な限り実践すること

「新北海道スタイル」とは、道民と事業者が互いに連携し、新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組に努め、新しい生活様式の実践に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症に強い社会をつくっている取組のことです。

具体的には、下記のような取組みをいいます。

1. スタッフのマスク着用やこまめな手洗いに取組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取組みます。
  - ・一定の距離（2m程度）を確保するソーシャルディスタンス。
  - ・間仕切りなどの活用。
  - ・人数制限や空席の確保。
  - ・時差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。  
(感染症対策の可視化（見える化）)

## ■客室数

●客室数は、旅館業法により「旅館・ホテル営業」の許可を受けている客室数

※旅館業法による「簡易宿所営業」の許可を得て営業している事業者及び住宅宿泊事業法による届出を行い営業している事業者については、事業者毎の支援としているため、複数施設の営業を行っている場合も10万円の支給となります。

## ■売上高が50%以上減少していることの算定方法

●令和2年2月から6月までのうち、売上高が前年同月比で50%以上減少していること

### 法人

(単位：万円)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	50	30	40	50	40	40	30	40	50	50	50	30
2020年	40	20	30	20								

2019年の4月の月間事業収入：50万円①

2020年の4月の月間事業収入：20万円②

$$(50 \text{万円}① - 20 \text{万円}②) \div 50 \text{万円}① \times 100\% = 60\% \text{ (減少率)}$$

2019年4月の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため助成対象となります。

## 個人事業主（青色申告）

(単位：万円)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	30	20	20
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	10								

2019年の4月の月間事業収入：30万円①

2020年の4月の月間事業収入：10万円②

$$(30 \text{万円}① - 10 \text{万円}②) \div 30 \text{万円}① \times 100\% = 66.6\% \text{ (減少率)}$$

2019年4月の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため助成対象となります。

※ただし、青色申告を行っているものであって、

- ①所得税青色申告決算書を提出しないもの（任意）
- ②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③相当の事由により当該書類を提出できない者

は、下記の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

## 個人事業主（白色申告）

(単位：万円)

2019年	合 計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	30	10								

2019年の年間事業収入：300万円

2019年の月平均事業収入：300万円÷12ヶ月=25万円①

2020年の4月の月間収入：10万円②

$$(25 \text{万円}① - 10 \text{万円}②) \div 25 \text{万円}① \times 100\% = 60\% \text{ (減少率)}$$

2019年4月分の事業収入が25万円（月平均事業収入）、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため助成対象となります。

## ■ 申請書類（必要書類）について

### ■ 申請書兼請求書

洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金申請書兼請求書（裏面は宣誓・同意事項）  
別記様式第1号（第5条関係）

### ■ 証拠書類等

申請するにあたり下記の証拠書類等の提出が必要となります。

**国の持続化給付金の交付決定を受けている方は、決定通知書（写）を提出することで①及び②（個人事業主等は⑤も）を省略することができます。**

	証拠書類等の名称	証拠書類等の内容
①	確定申告書類 【法人】	・ 確定申告書別表一の控え（1枚） ・ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））
	確定申告書類 【個人事業主等：青色申告】	・ 確定申告書別表一の控え（1枚） ・ 所得税青色申告決算書の控え（2枚）
	確定申告書類 【個人事業主等：白色申告】	・ 確定申告書別表一の控え（1枚）

確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印されていること。

※税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字されていること。e-Tax による申告の場合は、「受信通知」を添付すること。

	証拠書類等の名称	証拠書類等の内容
②	2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	対象月の売上台帳等

売上台帳等については、フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。（書類の名称も売上台帳でなくても構いません。）ただし、提出する書類が対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。（2020年●月と明確に記載されている等）

	証拠書類等の名称	証拠書類等の内容
③	旅館業法による許可証 住宅宿泊事業法による届出書	・ 旅館業法による「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の許可証の写し ・ 住宅宿泊事業法の届出書の写し

【次ページ（証拠書類④～⑤）】

	証拠書類等の名称	証拠書類等の内容
④	通帳の写し	銀行名、支店名（支店番号）、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

※法人の場合は法人名義の口座、個人事業主等の場合は申請者本人名義の口座

※電子通帳などで各媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。

	証拠書類等の名称	証拠書類等の内容
⑤	本人確認書類 【個人事業主】	住所、氏名が確認できるもの。

※運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カードなど



## ■ 証拠書類・給付額・新規開業に関する特例について

### ■ 証拠書類に関する特例

#### 【法人】

##### ● 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合

- 2 事業年度前の確定申告書類の控え 又は
- 税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。(様式自由)

2019 年の確定申告が未了のため、2018 年の確定申告書類の控えを提出する場合

(単位：万円)

2018 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	60	40	30	50	40	50	40	30	50	60	50	20
2019 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	30	40	50	40	40	30	40	50	50	50	30
2020 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	30	20								

2018 年 5 月の事業収入 50 万円①      2020 年 4 月の事業収入 20 万円②

$(50 \text{ 万円}① - 20 \text{ 万円}②) \div 50 \text{ 万円}① \times 100 = 60\% \text{ (減少率)}$

#### 【個人事業主等】

##### ● 2019 年分の確定申告義務のない場合やその他相当の事由により提出できない場合

- 2019 年分の住民税申告書類の控え (收受印の押印されたもの) を提出してください。

##### ● 住民税の申告書類を提出した場合の前年の売上高の算定方法

住民税の申告書類は月別の収入が確認できないため、年間事業収入を 12 ヶ月で割り、月平均の事業収入を算定し、2020 年の対象月の事業収入がこれと比較して 50%以上減少している場合は、助成対象となります。

2019 年の年間事業収入が 300 万円、2020 年の 3 月の月間事業収入が 10 万円

2019 年の年間事業収入  $300 \text{ 万円} \div 12 \text{ ヶ月} = \text{月平均の事業収入 } 25 \text{ 万円}①$

2020 年 3 月の月間事業収入  $10 \text{ 万円}②$

$(25 \text{ 万円}① - 10 \text{ 万円}②) \div 25 \text{ 万円}① \times 100 = 60\% \text{ (減少率)}$

## ■新規開業特例

令和2年3月までに開業した事業者は、下記の適用条件を満たした場合に限り助成対象とする。

1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～6月のいずれかの月の事業収入（売上）が、次のいずれかの事業収入より50%以上減少していること。

- ① 選択した対象月を含む直近3ヶ月の平均事業収入
- ② 令和元年12月の事業収入
- ③ 令和元年10月～12月の平均事業収入

2 営業していた期間の事業収入が営業していた月数×16,700円以上あること

例 令和2年1月に新規開業（3月までの営業期間：3ヶ月）  
3ヶ月 × 16,700円 = 50,100円（最低事業収入額）